滋賀医科大学医学部附属病院におけるセカンドオピニオン外来のご案内

■ セカンドオピニオン外来の目的

滋賀医科大学医学部附属病院では、患者さん本位の医療を実践し、患者さん一人一人の信頼・安心・満足が得られるよう、わかりやすい医療を提供するという理念のもとに、新しい医療サービス方針の一環として、セカンドオピニオン外来を開設しました。

セカンドオピニオン外来では、当院以外の医療機関の診療を受けられている方を対象に、「他の医師の意見も聞き、納得して治療を受けたい。」というご要望に応え、現在の主治医から提供された診断・治療の資料から、今後の治療に関する意見を提供し、参考にしていただくことを目的とします。

■ セカンドオピニオンの対象者

原則、患者さん本人とします。ただし、同意書があれば家族の方も可能です。

なお、対象者が未成年の場合には、続柄を確認できる書類(健康保険証等)が併せて必要となります。

■ 相談内容

診察ではないので、検査や治療行為(薬剤投与、処置)は行いません。

なお、セカンドオピニオン終了後は、ご紹介元の主治医に送付する報告書をもとに、今後の治療方針について決定していただきます。

また、セカンドオピニオンは、今後、行う治療についての意見や判断の提供ですので、今まで 行った治療に対するものは相談の対象ではありません。

相談内容の例示は以下のとおりです。

- ・ 外科的治療法と内科的治療法で迷われているとき
- ・現在の治療法に不安を感じるとき
- ・大きな外科的手術を受けるように勧められているとき
- ・その他

■ 相談内容として適さない事項

- ・過去の医療に関する事項で主治医等に対する不満、転医希望等
- ・ 医療訴訟の問題等、直接の治療以外に関するもの
- ・ 医療費の内容、医療給付に関わること

■ 料金及び相談時間

- ・<u>自由診療</u>です(健康保険は使用できませんのでご注意ください。)。
- ・1回につき、33,000円です。
- ・相談時間は、原則として1人30分以上60分以内で、完全予約制です。

■ 相談担当医

当該疾患の専門知識を有する医師が相談をお受けしますが、対応できる専門医が本院に不在の 場合、お受けできないこともあります。

■ 申込方法(ご相談までの流れ)

1.<u>完全予約制</u>ですので、患者支援センター セカンドオピニオン外来担当までご連絡ください。 TEL 077-548-2513 FAX 077-548-2815

- 2. 患者支援センター セカンドオピニオン外来担当が相談内容を伺ってから、手続き等について説明の上、次の書類をお送りします。
 - ① セカンドオピニオン外来のご案内
 - ② セカンドオピニオン外来申込書
 - ③ 主治医の先生へのお願い
 - ④ セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書
 - ⑤ セカンドオピニオン外来相談同意書
- 3. 上記②の「申込書」を郵送またはFAXにて患者支援センター セカンドオピニオン外来担当へお送りください。

〒520-2192滋賀県大津市瀬田月輪町

滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センターセカンドオピニオン外来

FAX 077-548-2792

- 4. 相談日は、「申込書」に基づき、本院の該当する診療グループが予め決定した上で患者支援センター セカンドオピニオン外来担当からご連絡します。
- 5. それまでに主治医に上記③の「主治医の先生へのお願い」をお渡しの上、上記④の「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」を作成いただき、検査資料等をお借りしてください。
- 6. 相談当日は、相談時間の15分前までに患者支援センター「11番窓口」へお越しください。セカンドオピニオン外来にご案内します。
- 7. 相談終了後は、総合受付「5番」にて会計手続きをお願いします。
- 8. セカンドオピニオン報告書は、患者支援センターを経由して主治医宛てに郵送します。

■ ご相談に際して必要なもの

- 1. 主治医からの「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」(他院様式でも可)
- 2. 主治医から検査資料等をお借りしてください。
 - 血液検査の結果
 - ・招音波検査の結果と画像
 - ・X線検査、MRI検査、CT検査等のフィルム及びそれぞれの報告書
 - ・病理検査の報告書 など

※主治医からの診療情報や検査資料がない場合には一般的なお話しかできず、有効なセカンドオピニオンはご提供できませんので、「セカンドオピニオン外来専用診療情報提供書」、 検査資料等を必ずご準備いただき、相談日の2日前までにセカンドオピニオン外来担当宛 てにご郵送ください。

【ご注意】ご相談者が患者さん本人以外の場合には、上記⑤の「相談同意書」が必要です。 ただし、対象者(患者さん)が未成年の場合は、ご相談者との続柄を示す書類 (例えば健康保険証)が併せて必要です。

■ その他

- 1. 相談内容により、セカンドオピニオン外来よりも一般外来の受診をお勧めする場合があります。また、治療方針についての相談が該当科にそぐわない場合は依頼をお断りすることがあります。
- 2. 料金はセカンドオピニオン外来終了後に、お支払いいただきます。なお、お問い合わせ、 ご予約には料金はかかりません。